

○狛江市開発等事業調整会運営規則

平成25年10月17日規則第82号

改正

平成27年1月19日規則第2号

平成31年1月15日規則第4号

狛江市開発等事業調整会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号。以下「条例」という。）第50条の規定に基づき開催される調整会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(開催の要請)

第2条 近隣住民又は事業者は、条例第49条第1項の規定により調整会の開催を要請するときは、調整会開催要請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。この場合において、調整会において審理を行う論点は、原則として建築物の形態意匠に関するものとする。

2 調整会の開催要請は、原則として同一人による複数回の要請は認められないものとする。

3 条例第49条第1項に規定する調整会の開催要請は、事業者にあつては条例第37条第1項の協議が整わないとき、又は近隣住民との合意が困難なとき、近隣住民にあつては条例第37条第3項の公告の日の後、事業協定が締結される前に行うことができる。

(会議)

第3条 調整会は、条例第8条に規定するまちづくり委員会（以下「委員会」という。）の委員長が招集する。

2 調整会は、委員会の委員3名以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 調整会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事前調整会)

第4条 条例第49条第3項に規定する事前調整会は、委員長が招集する。

2 事前調整会は、近隣住民及び事業者から個別に意見を聴取する。この場合において、必要に応じて市からも意見を聴取することができる。

3 調整会が必要と認めるときは、調整会の開催期間中であっても事前調整会を開催することができる。

(審理の方法)

第5条 調整会に近隣住民、事業者、市長その他関係人又はこれらの者の代理人（以下「関係人」という。）の出席を求める場合は、調整会出席要請書（第2号様式）により、関係人に通知するものとする。

2 調整会は、次のとおり審理を行う。

(1) 事業者は、開会冒頭に事業概要について説明するものとする。

(2) 条例49条第1項に規定する要請をした者は、前号の説明の後、要請の理由について述べるものとする。

(3) 調整会は、論点の整理を行い、近隣住民及び事業者は、論点ごとに質疑応答を行うものとする。

3 調整会で審理した結果、合意に至った内容については、原則として再度審理することはできない。

(調整会の報告)

第6条 条例第51条第1項の規定による報告は、調整会報告書(第3号様式)による行うものとする。

(庶務)

第7条 調整会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、調整会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年1月19日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狛江市開発等事業調整会運営規則

第5条及び第7条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

付 則 (平成31年1月15日規則第4号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式から第3号様式まで(省略)